

新婚さんの新生活を応援します! ~最大60万円!~

町では、令和5年度に引き続き、新婚世帯に対して、住宅の購入や賃貸、引越にかかる費用を補助します。

最大60万円の補助となりますので、ご活用ください。

【対象世帯】

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、かつ、婚姻日に夫婦とも39歳以下の次の要件をすべて満たす世帯。

- ①対象となる住居が町内にあること
- ②申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ③令和4年1月1日から令和4年12月31日までの夫婦の所得を合算した世帯所得が500万円未満であること。また、夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合でも所得証明書等の所得確認ができるものを提出すること。さらに、貸与型奨学金の返済をしている場合は、年間返済額を控除した額を世帯所得とする。
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

【対象費用】 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用のほか、引越に係る実費。

【補助限度額】 1世帯当たり上限30万円 ※夫婦ともに29歳以下の場合には上限60万円
※その他詳細については下記へお問い合わせください。



令和5年度「ふるさと八峰応援基金」寄附額をお知らせします

八峰町を愛し、応援して下さる方々の思いを形にし、個性豊かな活力あるふるさとづくりに役立てるため、ふるさと納税制度による「ふるさと八峰応援基金」を設置しています。

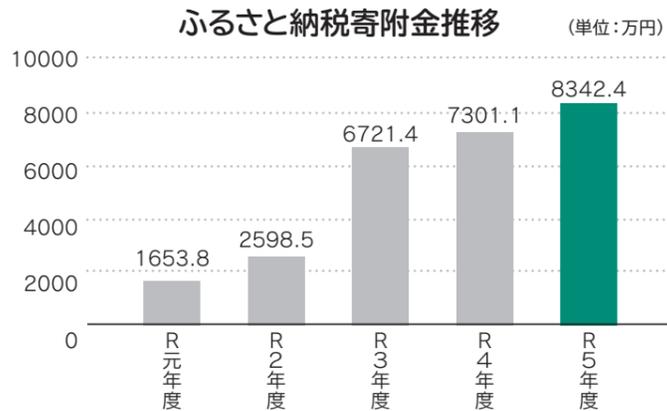
令和5年度は、83,424,000円のご寄附をいただきました。いただいたご寄附は活力あるまちづくりに有効に使わせていただきます。

【ふるさと納税寄附金活用実績】

令和5年度に研修バスを購入しました/



- 平成28年度…10人乗り研修バス
- 平成29年度…29人乗り研修バス、イベント用大型テント



ふるさと納税で返礼品を提供しませんか? ~参画事業所を募集しています!~

●メリット

- ネット通販のように売上に応じた販売手数料等の運用コストは一切かからない。
- 町で登録しているふるさと納税サイトに商品情報が掲載されるため、商品の露出・販路拡大が図れる。
- 事業者、八峰町のPRにつながる。

●参画条件

- 返礼品は地場産品であること。
- インターネット環境があること。(※業務にパソコンや電子メールを使用します。) 等



■問合せ先 企画政策課 企画係 ☎76-4603

定住促進 空き家活用住宅 (八森第1)

入居者募集

応募期間 令和6年5月2日(木)~5月16日(木)

家賃 月額 35,000円

【募集住宅】

名称：定住促進空き家活用住宅(八8号)

住所：秋田県山本郡八峰町八森字上家後78-4(DCMニコット様向かい)

間取り：木造1階建て

3DK(居間、キッチン、浴室、トイレ、洋室1部屋、和室2部屋)

駐車場：2台 ※縦列駐車



【入居可能日】

令和6年6月下旬(予定)

【応募要件】

1. 当該空き家に5年以上の居住が見込まれる方
2. 税・使用料等を滞納していない方
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方
4. 八峰町の定住施策に賛同し、写真撮影や動画配信、マスコミ取材等に積極的にご協力いただける方
5. 自治会に加入して、地域活動に積極的に参加していただける方
6. (町外在住の場合) 今後、八峰町に移住する予定で、令和6年8月31日までに当町に住民登録する方
7. (県外在住の場合) (公財) 秋田県ふるさと定住機構に会員登録いただける方

【選考方法】

応募者多数の場合、子育て世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯または高校生までの子どもを扶養している世帯)を優先します。それでも競合する場合は抽選となります。

【応募方法】

「定住促進空き家活用住宅利用申込書」(データ：ホームページに掲載 紙媒体：役場企画政策課に設置)に次に掲げる書類を添付し提出してください。

1. 申込者および同居者の住民票の写し
2. 申込者および同居者の収入を証明する書類(所得証明書)
3. 申込者および同居者の納税を証明する書類(納税証明書)
4. 申込に係る誓約書



※内覧を希望される方は、別途ご連絡ください。

■問合せ・申込先 企画政策課 ☎76-4603